

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング (2)」

2. 日 時 : 令和5年1月18日 (水) 16時00分～17時20分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職、田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他21名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※ 令和5年1月11日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	をさせていただきます。
0:00:03	ペンディングになった、22条、
0:00:07	対応カラー、きたいと思いますが、RFS側で、22条、審査基準11号の2に規定する、
0:00:17	転倒または落下の防止の措置に関して、何らかの対応を検討されているようでしたら、回答いただけますでしょうか。
0:00:34	リサイクル燃料貯蔵のむつの笹木です。22条についてでございますけれども、
0:00:40	我々検討ですとか落下の防止を図ることとしまして、受け入れ区域の天井クレーンですとか搬送代表を用いることということを考えております。
0:00:53	ですので、第22条ですけれども、
0:00:55	弁GMまたは貯蔵GMは、使用済み燃料貯蔵施設において、使用済み燃料を収納した金属車付を取り扱う場合は、
0:01:05	転倒または落下の防止を抱えることを目的として、受け入れ区域天井クレーンまたは搬送台車により行うと。
0:01:15	というような文章に修正する予定でございます。以上でございます。
0:01:20	はい。ありがとうございます。目的に転倒、または転落を防止することとして、搬送台車なり電力連をにより行うっていうそういう感じの修正になりますっていうこと。
0:01:35	でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。はい。
0:01:42	藤。
0:01:47	はい。ありがとうございます。続いて20条の対応で搬出に向けた備えとして容器承認が継続されていることっていうのを何らか、
0:02:00	本規定で
0:02:03	規定するかどうかということに関して、どのような対応をされるか、回答いただけますでしょうか。
0:02:13	はい。東京事務所古屋です。RAS東京事務所古谷です。午前中のお話ですね、まずこの件については我々としては備え、常に維持センターへ維持する備えなので、
0:02:27	定期に確認する必要があるため、定期事業者検査の方で整理しようと考えていますが、午前中規制庁さんからの何か
0:02:39	失礼、どこに整理するかっていうのも、ちょっと考えるというお話がありましたので、そういったことを踏まえて、整理のあり方ですねどっち

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に座らせるかっていうのをちょっと社内でもちょっと検討したいと思います。以上です。
0:02:56	規制庁野崎ですすみません
0:03:00	24条に関してはですねここ僕たちがちょっと間、
0:03:07	検討するっていったところじゃなくて我々がちょっと検討しますって言ったのはですねその21条のですね、
0:03:14	対応の方でして20条については特に、我々のアイデアでしたと。なので、
0:03:21	RS側で何らかこの容器承認の話についてどう対応するかっていうのがあれば、今ちょっと浦さんから定期事業者検査でみたいな話もありましたが、
0:03:33	何か検討の方向性があれば教えていただけますでしょうか。
0:03:40	はいと、RFS東京事務所古屋です。大変失礼しました。20条については、お話した通り、我々としては備えですので、定期に確認する必要がある、定期に確認しておきゃはよかろうと。
0:03:53	したがいまして、今ある条文の中で、定期事業者検査、ここが一番ふさわしいのではないかとということで整理しております。なお度容器承認とかですね、また原子炉設置者がそれちゃんと、
0:04:05	確認しているかの履行状況、そこまで細かい話については、その下部マニュアルにて規定することを検討して今計画しています。以上です。
0:04:16	アカサカですけど、ちょっと私どもの考え方なんですけど、
0:04:21	第4章貯蔵管理っていうのはですねそういう言うとそう全部の貯蔵グループが主語が、
0:04:29	こんなんですね。はい。
0:04:32	今言ってるフルヤが行っている定期事業者検査みたいなですね。
0:04:37	保全グループが主語になるんですよ。うん。
0:04:41	今の保安規定だと。はい。保全グループの指導の仕事ってどこかっていうと発想なんですよ発想なのかな。どっちかな。
0:04:49	施設管理のところになっちゃうんですよ。
0:04:53	話をですね。うん。
0:04:54	だからここには書けないっていうのは浅見も言ってるようなイメージなんですよ。
0:04:58	檀すいません。今のは方々の話だと、
0:05:04	古井さんが言った53条の定期事業者検査で書けないってことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	いやそちらには欠けるんですけどそちらにはかけるはい。
0:05:12	ただし、あそこ行った通りこの7章はくせが悪くて、うん。
0:05:18	昔で言うじゃ君4209のヘッドコピーなんですよ。
0:05:23	うん。
0:05:24	そうすると、そこに追記する方がですね。
0:05:28	見た目上何か面倒くさいなっていう感じなんですよ。
0:05:35	だから我々の保安規定の作り込みは主語で証明整理しているのが、ある程度等ありますと。
0:05:43	オザキですか私もうなんか主語で、多分その組織なり職務なりっていうのが体系立てられているので、そっちがメインにした方が、
0:05:53	関命令システムもクリアになるんじゃないのかなという気はします。53条の定期事業者検査というのが今回その新設されている上ですが、基本的にその次、事業者検査として、
0:06:05	RFSとしてこういうことをするっていうことなんか一般論を、
0:06:09	何か規定されているので何かここ2なんかよく承認みたいな。
0:06:15	言葉は使わないにしても何か、
0:06:17	特殊な話が、
0:06:19	入ってくるのは何か直感的に違和感があるんですが、
0:06:25	だから、規制の方がいいなっていうところなんですけど。
0:06:29	やらないこともないし我々やるつもりでいるしその容器承認を確保することも重要な任務だと思ってるし、うん。
0:06:39	それが保安規定にどう変えていかなきゃいけないかっていうとそうでもなくてできるでしょっていうところで、何か下部規定で十分じゃないですかっていうのが、今の案なんですよね。
0:06:53	すいませんそオザキですが確認ですがその下部規定でやられるっていうのは理解したところ、本規定で紐づくのは、
0:07:04	定期事業者検査になるってことですか。
0:07:08	そこら辺になると思います。施設、施設管理の確認の中から繋がっていくと思います。
0:07:17	例えばその文言具体的なものがまたこれからでいいと思うんですが定期事業者検査の中で、
0:07:26	その容器承認のようなその継続されているかの確認というのは何かど、どういったところにはい。
0:07:33	てくるイメージなんですkachyotto全く。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	今、所見なので、イメージが湧かないんですが、ちょっともうちょっとわかれば、解説いただけないでしょうか。
0:07:47	八尾さんの検査って、県から藤さんね。
0:07:52	位置付けをね、ちょうど保全部の高本社のRAS本社の高橋と申しますが、電力会社がライセンスを取って維持している、この容器承認ですけども、こちらにつきましては、
0:08:05	5年に1回の更新が行われるものですので、その都度、規制委員会様の方から承認書が電力会社の方に、容器ごとに交付されますと、その活動が
0:08:18	しっかりと電力会社の方で回ってるという様を、我々としては、電力会社との契約に基づく確認行為として実施したいと、そんなことを考えておりますそれを提携。
0:08:30	定期事業者検査の中の一つの活動としてやりたいと、そういう考えでございます。
0:08:39	ア、イアカサカですけど、記録確認としてその容器承認が継続されてること5年の内数中にあること、そんなことを確認するんだと思うんです。
0:08:49	うん。
0:08:51	これ明文化にしないっちゅうこと。
0:08:53	今ちょっと、すいませんオザキですが、主、コンセプトは理解できたんですが今の53条の何か書かれてる規定の、
0:09:07	中に包含されているものとして、今のコンセプトを読むのかそれとも新たに何かを、
0:09:14	追記するのかっていうとどちらになるんですか。
0:09:19	今野はいRFSで東京フルヤです。
0:09:22	はい、RFS東京フルヤです。今の現安全でいくと、第53条の第4項、前項の小関検査実施責任者は、次の各号を実施すると、1行(1)で体制構築、両括弧2で要領書を定める両括弧3で、
0:09:40	必要な検査項目と判定基準を定めるということなので、これに紐づく形で下部マニュアルで、容器承認の多い時な確認検査みたいな、それはそんな繋がりになると、想定をして、今準備してます。以上です。
0:10:01	ふうん。
0:10:03	わかりましたが、オザキですか、容器承認の記録確認で技術基準規則に適合、
0:10:13	ていうもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:16	为什么呢か。
0:10:19	はい。RS東京フルヤですけれども、これも設工認の審査の時ですね議論させていただきましたが、貯蔵の技術基準規則にはございません。ですが、何、
0:10:30	どっかん等、規制側の、
0:10:34	電力をやるんだけど、貯蔵側でもちゃんとフォローしてというような文章に基づいて、我々説の方の005の補足説明資料で、そのあり方を整理して、
0:10:47	我々としては、さらなる安全の観点で、fonfun、保安運用として確認しますと、そんなご説明をしました。以上です。
0:11:07	すいません、ちょっとお時間ください。
0:13:47	規制庁野崎ですお待たせしました。今の趣旨で理解はできたところですが、
0:14:00	ちょっとですね、低受験の4ポツ、(3)だと、今のご説明だと貯蔵の技術基準規則には沿わず別の規則にっていう話だったので、
0:14:14	この儘田藤、ちょっと貯蔵の技術基準規則しか適合が関係が読めないの で、
0:14:22	ちょっとスコープから外れるかなあと思ってまして選択肢は二つある と思ってて一つは、もしここで読むんだったら、貯蔵の技術基準規則に加 えて、
0:14:33	そのようクシヨンの技術基準が必要な規則名を追記いただくっていうの がその選択肢しか或いは、
0:14:44	ちょっと離れるんですが、保全計画の
0:14:51	各7ポツ1、点検計画策定、(3)。
0:15:00	時間基準保全のところ、丸2の
0:15:08	何か
0:15:10	読むとかですねちょっと何か
0:15:14	スポット収まる場所を今一度、場所を検討いただけないでしょうか と、今ちょっと思いつくのはそのあたりですと、
0:15:24	あわせてその容器承認という言葉が追記はせずに読むようにするって いうことなので、また今後説明資料とかですね回答資料ちょっと紙でもら うときに、
0:15:35	保安規定のここに紐付けて、下部規定で読むとかですねそういうふう な、ちょっとリンク付けを図るような対応をしていただけないかなあと思 ってるんですが、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:49	はいRFS東京フルヤです。お時間取らせて申し訳ございませんでした。従いましてご意見いただいた通り、二つの選択肢を基本軸として考えたいと思います。
0:16:01	なかなか保全計画、そこは、先ほど赤坂からもお話ありました通り、弱の、きちっとこれまで議論を積み重ねた形なので、そこちょっと入れるのはちょっと傾向ありますが、ちょっとそれも含めて考えますっていうのが一つ。
0:16:16	二つ目今後審査の説明資料、リンクがわかるような、そんな説明資料を、設工認でもご説明していますので、その辺をうまく使って、あまり予算のないような説明資料を準備したいと思います。以上です。
0:16:30	はい、ありがとうございます。
0:16:43	続いて28条、外電喪失時の対応ですが、
0:16:50	これに関して、
0:16:52	検討状況を教えていただけますでしょうか。
0:16:59	はい。リサイクル燃料貯蔵の松野でございます。
0:17:04	外電喪失の対応の件でございますけれども、充電されている古藤というよりも、実際
0:17:14	必要な機能が維持されていることの確認等について書いた方がというお話でしたので、こちらの記載につきましては、電源車等からの給電により、基本的安全機能の監視が継続していることを確認すると。
0:17:29	というような文章に修正したいと考えてございます。以上でございます。
0:17:34	すいません、もう一度ゆっくりしゃべってもらっていいでしょうか。はい。
0:17:39	電源車等からの給電により、
0:17:43	基本的安全機能の監視が継続していることを確認する上でいいような文章に修正したいと考えております。
0:17:55	あれ、すいません、電源車等からの給電により、基本的安全機能なんでしたっけ。
0:18:02	の安心安心、
0:18:06	監視が継続していることを確認する、していることを、
0:18:12	確認する。
0:18:14	WAC主語は、初動時Mでいいんでしょうか。
0:18:21	はい。はい。
0:18:27	入ってわかりました。あと、代替計測っていうのは、ここでの対応ってのはどうお考えなのでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	あれ本社の技術安全部篠田です。代替計測につきましては、先ほどご説明した津波の、
0:18:48	仮想的大規模津波の対応として、DC基準に記載してございますので、保安規定上はそれで十分かと考えています。ただ、
0:19:01	さらにここで書いてあるこの異常時の対応というのは設計想定事象レベルのことですので、この事業許可設工認で、
0:19:12	コミットしてます3日間の無停電と、電池合わせての3日間の給電のことなのでここはこのままの記載にしておいて、ただし、これをこういったものは、当然代替計測。
0:19:28	同じように対応は可能ですということですが、本規定上は、
0:19:34	異常時の措置の表には、
0:19:39	基本的安全機能の監視のために給電するって話を書いて、実施基準の方に、代替計測の話に記載すると、そういう形でいきたいと考えております。
0:19:53	大体計測できなかつたときに、本規定違反っていうわけがない。
0:19:59	人は変わりました。
0:20:03	ちょっとお時間ください。
0:21:36	お待たせしました規制庁の滝です。今の考えで理解をしたのですが、1点確認は
0:21:46	津波の4.4の(4)ってのは津波の時に代替計測で監視機能を確保することなんですけど、
0:21:55	外部火災とかで、金として監視機能が動かなくなった時っていうのはこれも何か代替計測が必要だから、
0:22:08	確かその設工認で
0:22:11	別途代替計測器を保管するとかっていう話になってたかと思うんです。そうすると4.4-(4)だけに閉じない話になってくるんじゃないかと思うのですが、
0:22:25	そその対応に関してはいかがでしょうか。
0:22:43	RSの六つ本社のシーンFAXえっと、
0:22:50	今のご指摘は、
0:22:52	あれですよ28条の方に、大体、
0:22:57	計測による監視まで含めておいた方が、
0:23:00	すべての辞書に対応できるからという。
0:23:04	そうですね。そうですね平たく言うとそうですね津波しかカバーできないんじゃないのかなと思いました。実施基準だと。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:14	はい。もちろん実際は
0:23:18	代替計測の手段というのは、それが必要なときには常に使う手段なんですけれども、ここの
0:23:26	貯蔵管理のライセンス。
0:23:29	住まい常時の措置というところ。
0:23:32	この記載は基本的に設計想定レベルの事象の範囲なので、現状の3日間の
0:23:43	電源車等による給電までのところで、十分対応可能なレベルの事象を想定してますんでこれを超えるところが起こった時には代替計測もちろん
0:23:58	津波に限らず、使うことになりましてけれども、今保安規定上明示的に書いてるのは、津波の仮想的な大規模津波が実施基準のところだけど、
0:24:09	そういう整理にさせていただきます。
0:24:14	規制庁の滝ですその整理で理解はできましたが、4.1 実施基準 4. で津波だけに書いてるやつを、
0:24:24	今ご説明のあったその26条の異常時の措置とかDた他の、その起因事象に広げて代替計測も読むっていうことができるっていう説明でしょうかちょっとよくわからなかったんですが、
0:24:41	RSのゾーン篠田です。衛藤。
0:24:46	今私がお説明した範囲は、
0:24:50	異常時の3節の異常時の措置というところは、
0:24:56	大体ケイソクまでいかないレベルのところの、事象の記載と対応というところを書いています。
0:25:04	大体計測の世界が松波の場合は他で発生すると思ってますけれども、その他の事象で大体計測が生じるようなレベルというのは、ここの3節の異常時の措置を、
0:25:21	超えてるような話なので、
0:25:25	ここには置いてませんという話と、今異常時の措置、実施基準の方では津波しか書いてないという立て付けにはなってます。ただ、それ以外のものについても、
0:25:38	単位が使う状況があれば当然使うということは、例えばこの3日以上、3日以上
0:25:48	来年創出が電源車とかでの要求が、こういったところでさ、
0:25:56	監視が必要なための状況ということであれば、当然代替生息をすると、そういう立て付けにはなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:09	あ、すみません、規制庁の川村です。ちょっとはレーキにしているのは、ここに大体計測を書いておかないと、外部電源喪失時に、
0:26:22	本設の計器の
0:26:26	監視記録が抜けたっちゃったときに、保安規定違反ですって言われるんじゃないかなっていうのを気にしてて、
0:26:34	大体計測とかって入れなくて大丈夫ですかっていう。
0:26:39	意図なんですけども。
0:26:46	本規定違反ですか。
0:27:29	すみませんちょっと議論してますので、
0:28:53	ある程度ALPS本社の貯蔵保全の高橋と申しますお待たせして申し訳ございませんちょっとこちらで議論させていただいておりました。
0:29:02	がお話いただいた趣旨としては、外電喪失が発生したときに、我々無停電電源装置ですとか、電源車という設備対応していくわけですけども、その中で、
0:29:16	万が一、うまくいかに、ケース、基本的安全機能の監視が途絶えてしまうと、そうするとその瞬間に、保安規定違反っていう、
0:29:26	お話になってしまうことに対応する。
0:29:30	保安規定上の記載として、28条のところに、代替計測について触れておくことを検討すべきじゃないでしょうかっていう、お話、
0:29:40	伺いました。その理解でよろしかったでしょうか。
0:29:44	規制庁河村です。それ一の通りです。
0:29:49	宗すみませんありがとうございますその件につきましてその通りかなと思う部分もちょっと今、我々の中でも感じたところもございますので申し訳ありませんがちょっと、ちょっと、まずはご検討させていただきたいんですがよろしいでしょうか。
0:30:02	それでは、よろしく願います。ちょっと私の考え方になってしまうんですけども、
0:30:08	例えばSクラス相当なりBクラス相当の地震が来たとき、計測機器Cクラスで壊れていいので、
0:30:17	そういった時に外部電源喪失も一緒に発生したらって考えるとやっぱ大体計測。
0:30:23	書いといた方がいいんじゃないかなとは、個人的には思ってるんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:29	そうします大体計測自体は連続監視、とはちょっと異なったものになりますがいずれにしろ監視ができる状態を、我々として準備できているという状態を示した方がいいんじゃないでしょうかという、
0:30:40	ご趣旨と承りましたが、そうですね。それで、検討していただければと思います。
0:30:47	はい。
0:30:49	あれ津本社篠田ですが、もしですねこれ外電喪失そのもの、すぐそれと他で、これがさらに電源車ベッドで供給できないときに、
0:31:01	本規定違反云々ってなるぐらいの状況でしたら、本来でしたら発電、
0:31:05	設備的にはそれは運転上の制限を設定して、そのAOTっていう
0:31:13	期間を設けてその中で対応するっていう話になります。ただこれ、そこまで、結局これって安全機能を担保してる電源ではないので、それを監視するためのものなのでそこまでのことを、これ、
0:31:26	LCO設定とかして要求しないという考え方だと思いますので、
0:31:31	これが達成できないと保安規定違反とかそういうこと等にはならないと私は考えますけど。
0:31:41	ただ大体計測を入れて
0:31:46	1日1回の代替計測でもそういう形で連続性があるという形でここだけそういう取り扱いで入れるっていうこと自体は、否定するものではありませんので、
0:31:58	延長部、
0:32:11	ペース本社の方は以上でございます。
0:32:16	はい、ありがとうございます。
0:32:19	ちょっとぜひ検討していただけたらと思います。よろしく願います。
0:32:27	28条規制庁野崎ですが、今の28条って監視が継続していることを確認するっていうところは追記されるっていうことと認識したのでその上でその監視が、
0:32:42	外部事象起因として何らか計測機器に異常が生じた場合でも大体継続でやるかやらないかっていうところをですねちょっとまた、
0:32:53	検討いただいて
0:32:56	までできればっていうか、
0:32:59	明日我々も内々もうハセガワ等、議論を進めようと思っているので、
0:33:06	明日ぐらいでも何かご連絡いただけるとありがたいですという状況です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	ここはちょっとその代替計測についてはまた検討状況を教えてください。
0:33:19	26条ぐらいのブッセンちゃった。いや、
0:33:24	一般論として、
0:33:25	新沢社長しました検討して、端数までにご連絡します。
0:33:32	ありがとうございます。
0:33:34	続いてちょっとまた場を戻って紐付けが不十分というか不明確だったところの、
0:33:43	確認に参りたいと思いますがまず11条12条で、
0:33:49	操作なり監視2、
0:33:52	必要な人員の確保というところですが、ここは、
0:33:56	どう、どういうふうな
0:33:59	修正なりの検討をされてたかっていう状況を教えていただけますでしょうか。
0:34:08	はい。リサイクル燃料とむつの笹木でございます。
0:34:12	まず11条の使用済み燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保でございますけれども、
0:34:18	まず、当初の調査ということで、当社としましては取り扱いと監視というものを2項目に整理をして、
0:34:29	検討を進めて参りました。
0:34:32	阪神につきましては、
0:34:34	一般1名で、5班以上の体制で3交代勤務する。
0:34:39	いう計画をしております。これにつきましては保安規定にも、一般1名であることの明記はしたいと考えております。
0:34:48	一方でもう一つの取り扱いですけれども、
0:34:52	再処理施設ですとか、この発電所の柏崎藤では、ここは
0:34:59	運転員として整理して人員を記載している状況でございます。
0:35:05	一方でRFSは、先ほどの取り扱いについては運転員ではないということです。監視と操作でございます。
0:35:16	JNFL再処理を見ましても、
0:35:22	廃棄物管理、
0:35:24	施設でしたら保安規定を見ましても、特段その操作員の人数の記載もないことを踏まえましても、今回は
0:35:33	こちら取り扱いに関するもの、人数の記載は、しないことで考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:44	ありがとうございます。確認ですが今のご説明なのが、11条の監視の方になんか一般ちょっと忘れちゃいまして何名かっていうのを、
0:35:56	追求するって御説明され、
0:35:58	12条の方は特にその人数は書かないって説明だったんでしょうか。
0:36:03	はい、そうでございます。
0:36:06	わかりました。
0:36:08	規制庁野崎ですが我々の問題意識としてはですね別に保安規定に具体的な人数をこの11順で、
0:36:18	書くことまでは、我々も想定しなくてそこはもう下部規定でもいいかなと思ってるんですが、
0:36:26	午前中言いましたようにその貯蔵規則との関係で、審査基準にもかかってくるんですが必要な人が確保されていなければ操作してはならないってことがあるので、
0:36:38	何らかその11条と12条のこれでいうと1項の方ですね。
0:36:46	認めた者に関しさせるとか認めた社員取りを扱わせる。
0:36:51	ストレートに書かれてるんですけど、
0:36:56	何だろう、知識を有すると認めた者を確保し、
0:37:01	監視させるとかという、扱わせるとか何らか確保していることがですね、具体的な人数はもう置いといて、
0:37:09	その辺りを
0:37:13	修正なり追記してもらうことはできないのかなっていうのをちょっと、あと持ち帰って我々で検討してたんですが、
0:37:22	その辺りはいかがでしょうか。
0:37:25	人数じゃなくてっていうんですね。
0:37:28	はい。具体的な人数はなくても、括弧しているというその問題を入れていただきたいということですね確保してるってというのが、まさに確保しなければ操作してはならないとかっていう規則にもなってるので、
0:37:44	具体的な人数というのはいもう下部規定で落とせば、それぞれの運用であると思うんですがそこは確保っていうのは、この条文では、キーワードになるんじゃないのかなあと考えています。
0:37:57	了解しました。では、そのような方向で修文をここで検討したいと思います。
0:38:03	ありがとうございます。あとここはちょっと横並び的に、
0:38:09	若干
0:38:11	ちょっと踏み込み過ぎかもしれないんですが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:14	2項、11条1項と2個、11条と12条2項に関してですね。
0:38:21	ちょっと言葉じりになっちゃうかもしれないんですがよくわからない言葉があって、
0:38:27	そちらの言葉もそうなんですが、前項の確認を行う場合はあらかじめ確認の基準を定める、やって、
0:38:37	前項に何か確認作業はいずれも11条も12条も出てこないの、おそらく横並びで、この条文を入れられたんだと思うんですが、
0:38:47	この確認とは何を指してるのか、っていうのを何か確認って言葉じゃなくって、もうちょっとその一行との結びつきを、
0:38:57	かみ砕いて書いてもらった方が、
0:38:59	いいのではなからうかと思うんですが、
0:39:02	いかがでしょうっていうのと後、確認ってのは何を意図されているのかっていうのを教えていただきます。
0:39:14	燃料創造の松野笹木でございます。この確認でございますけれども、1項に、関心必要な知識を有すると認められた者に感させるということがございまして、
0:39:27	ここは実際この知識を有する。
0:39:30	と認められるかどうかというのを確認すると、いうことでございます。だから人数じゃなくて、力量を確認するっていう意味では、
0:39:39	そうでございます。
0:39:50	赤ですけどおっしゃる通り、確保するっていうイメージの言葉が少ないので、そこは、
0:39:56	善処してですね、下へ変えようと。
0:39:59	思ってますので、
0:40:01	そこはそれで、
0:40:02	考えます。
0:40:07	結本社のタカハシでございますが合わせてですね、1項と2項の間の表現の整合性につきましても、いただきました
0:40:17	コメントを踏まえてですね、整合するように、検討させていただきたいと思えます。以上です。
0:40:23	はい。規制庁野崎ですありがとうございます。
0:40:26	ありましたと11条順序。
0:40:30	言われて続いて12条、また同じ場なんですけどここで
0:40:36	規則33条6号に規定する操作訓練時の遵守なり監督体制っていうのが、保安形上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:45	見当たらないということに関しては、どのように検討されることになったかっていうのを教えていただけますでしょうか。
0:40:53	はい。リサイクル燃料貯蔵三つのスタッフでございます。
0:40:57	今の条項でございますけれども、訓練を行う際の遵守事項ですとか監督体制ということなんですけれども、
0:41:08	我々この整理の中で、
0:41:13	金属客船キャップの取り扱うものとあと、監視するもの。
0:41:18	は対象となるんですけれども、
0:41:21	まず、取り扱いについては、実際クレーン等を
0:41:26	用いて、
0:41:28	金属キャスクを操作すると、いうようなこと。
0:41:32	あとは、関心も発電所と異なりまして、実際に
0:41:37	止める冷やす閉じ込めるの操作をするわけでもなく、担当監視を行うと。
0:41:45	ということですので、それらのものに対して、そもそも踏んで行って、遵守事項を定め、体制金本を訓練を行うと。
0:41:55	いうことは不要ではないかと考えてございます。
0:42:00	実際はその利用の管理を行いまして教育を行うんですけれども、この12条の条項に基づく、
0:42:08	操作訓練時の注意事項監督体制について云々については、記載不要であると考えているところでございます。以上でございます。
0:42:17	規制庁野崎です。ありがとうございます。確認ですが今のご説明だと、
0:42:25	特にその操作訓練っていうのは、
0:42:29	しない。
0:42:31	で、しないゆえに不要であるということなんでしょうか。
0:42:41	リサイクル燃料貯蔵の松野笹木でございます。監視等の訓練は特に想定してございません。
0:42:50	以上でございます。
0:42:51	すいません。説明がよくなかったかもしれないけど、監視ではなく、キャスクを取り扱う
0:42:59	にあたっての操作訓練、
0:43:01	ということですが、それも、
0:43:05	特にRFSとしては、
0:43:07	やる予定はないということなんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:23	いや、もうじゃつくれアカサカですけど、取り扱いに関してはですねそういうと。
0:43:33	奏者の操作取扱者の機能、
0:43:38	力量確認、維持確認、うん。そのためにはやるって思ってます。
0:43:44	それを保安規定まで書くかっていうとそれは違うんじゃないかっていうのが、
0:43:48	思いですけどね。
0:43:51	あくまでも訓練を要求してるのは、発電炉で言うと運転員、
0:43:58	このレベルで、
0:44:00	ここが残っているんじゃないですかっていうのが質問であって、
0:44:05	すいませんもっとシンプルに言うと私がお伺いしたかったのがその挙動規則の33条6号にその操作の訓練のために操作を行う場合は、
0:44:17	守るべき遵守事項と監督下にこれを守らせることっていうのが規定がされているので、この規定に対してRASは、
0:44:26	保安規定上どのように対応されるのですかっていうのをシンプルにお伺いしたかったのです。
0:44:33	アカサカですけどそういう意味で言うとそこに操作に関するってなってますので操作がないので、
0:44:41	関心に変えたので、
0:44:43	じゃなくて越冬ば私の理解だとその操作を行う。
0:44:50	者の確保っていうのが以前11条にあったのがそれがその管掌雇用者の学校と、キャスクを取り扱う者の学校ってスプリットしてる。
0:45:00	ので、キャスクを取り扱う者の確保ってのは実際その操作を行うに、
0:45:06	かかってくるんじゃないかと思うんですが、違うんですかそういうにその十四条でマニュアルも整備してやるっていう。
0:45:15	たてつけになるんじゃないかと思う。
0:45:18	たんですが、
0:45:20	私の理解が、何か値違ったらちょっと教えてください。
0:45:25	アカサカとそういうことですから。
0:45:29	土山事業精査とかですね。うん。さっきの発想能勢7章の世界でありますけど、
0:45:35	そこら辺ではですね、訓練を定義しないわけですよ。
0:45:40	うん。
0:45:45	うん。あくまでも運転員にイメージされるとそうになってしまう。
0:45:50	例が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:54	いや、言われる運転でなく、関心だと、じゃあ、監視のために訓練あるかっていうと、それはないでしょうと。
0:46:01	いう立て付けで作ってると。
0:46:05	規制庁の亀田です。監視についてはこちらも理解いたします。一方で、キャスクの取り扱いに関しては模擬キャスクとか用いて訓練されると思うんですけど、
0:46:20	その際、どうやって安全を、作業の安全担保しますかっていうのを保安規定上どこで読むのかっていう質問なんですけども。
0:46:31	それが第1項のですねアカサカです金属キャスクのとりあえず必要な値を有する者。
0:46:36	その枠の中でですね、その
0:46:38	基準を定める、その枠の中で、
0:46:43	力量を確保した上で、訓練もさせてっていうことになります。
0:46:50	規制庁野崎ですその考えは理解はしたんですが、そうであったとしても何かな、何かそれってそのキャスクの取り扱いしてない知識を有すると認めた者を万確保し、
0:47:05	その下の客を取り扱わせるにしたとしても、
0:47:09	その訓練時に、
0:47:12	その人たちに、が守るべき事項を定めて、監督のもとに守らせるまでは、ちょっとそれで読めっていうのは、
0:47:22	厳しいっていうか、そこまでは読めないんじゃないかと思うんです。
0:47:28	もっとや、横並びで言うとその廃棄物管理とかはその参考に、
0:47:33	ドンピシャっていうか、
0:47:36	訓練を受ける者が守るべき事項を定め、
0:47:39	操作員の監督のもとに、これを守らせるみたいな、
0:47:44	文言もあるので、そういった規則の33条6号のオウム返し的なところをですね、
0:47:52	土蔵下で担保しなきゃいけないと思ってますと保安規定上、
0:47:58	それが今岡坂さん。
0:47:59	の説明だと、12条1項で読めるのではないかという話でしたが、
0:48:06	ちょっとそこまでは我々、ゆ、この12条1個では読めないと判断します。
0:48:14	では、いかがでしょうか。
0:48:17	はい、わかりました。
0:48:25	他社さん見て、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:27	挙げさせていただきたいと思います。
0:48:29	ありがとうございます。
0:48:32	よろしくお願いします。これもちょっと明日、また検討状況を教えてください。
0:48:41	南條だっけ。
0:48:43	崔順子
0:48:52	スズキ、21条。
0:48:57	のお話です。これは搬入時に使用前事業者検査で大丈夫なものを、各大丈夫だっちゃんことを確認しますっていうことで、
0:49:09	その使用前事業者検査の内容については設工認で買ってますということで、我々も改めて申請書を見て理解しました。
0:49:20	使用前自主検査で配置まで確認しますっていうことで、理解はしたところですよ。
0:49:29	他方で
0:49:32	この審査基準 11 号の 1 ではですね、
0:49:36	不適合であった場合の措置も定められていることっていう話になってくるので、使用前事業者検査でイエスかノーかを確認するっていうのはそれはそれでよしとして、
0:49:50	その上で駄目だった場合には、ちゃんと不適合だった場合は、搬出元と協議するとかですねそういった対応が必要なのではないかと考えておるのですが、
0:50:04	これに関しては、我々の方ですねちょっと持ち帰って考えたところさういった、
0:50:10	ところが必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。
0:50:16	I R 平静東京フルヤです。今尾崎さんのお話の通りですね基本的に我々は入口論、使用前事業者検査の号機をもって、まず入って来るか来ないかっていうのをまずやると。
0:50:28	それがコアの措置の一発目ですね。で、プラスアルファというお話ありましたが、基本的にはそのあとですね何かあったらキャスクに何かあったらというのは、
0:50:38	保安規定の今の文の第 2 章の品質マネジメントシステム、QMS の不適合管理の中で処理されることにはなりますが、
0:50:49	基本的には j u s t については受け入れ時入ってこないように、電力との協議、その件、その内容についてはちょっと保安規定となじまないのかなというのが我々の考えで、今このような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:04	シンプルな案文になっています。以上です。
0:51:08	規制庁野崎です。今のQMSのその不適合に含まれるってのはそれは不適合なんでおっしゃる通りだと私も理解しますその上で、
0:51:21	ここは受入搬入時の確認のプロセスの一連として、ちゃんとその入口で使用前事業者検査で合格したものしか入れませんと。
0:51:32	それを定めた上で駄目だった場合、ちゃんとかうしますっていうこともですね、
0:51:38	すいません私今先ほど具体的な文言で言いましたが、そこまで具体的じゃなくても何らか駄目だった場合の対応っていうのは、保安規定長規定されるべきではないかなと思ってまして多分我々もですねこの保安規定の審査でですね、
0:51:55	敬礼時とか搬入時の確認ってのは多分一番肝であると思ってましてあとここが上手く通過できれば後はもうその貯蔵架台に貯蔵してその監視機能を維持しておけば、
0:52:06	何十年、警報ならない限り大丈夫だっていう施設なので、ここは審査でも結構ポイントになるところかなと思っております。
0:52:16	そういった観点でいうと使用前事業者検査に合格したものを入れるっていうのはおっしゃる通りなんですけど、審査基準の11号の1に書いている、不適合があった場合の措置についてもですね、
0:52:28	CAMSで広く読めるけどその受け入れ時のですね、確認のところでは一連のプロセスとして、何らか
0:52:38	規定されるべきではなからうかと考えるのですが、いかがでしょうか。
0:52:45	はい、RFS東京フルヤです。我々のちょっと知見が浅いところがございました申し訳ございませんでした。なので、今のご意見は何でしょう、保安規定のちょっと、もうちょっと突っ込んだ高度化じゃないですけども、そんなような、
0:53:00	ご意見等承りましたので、ちょっと社内で、早急に検討したいと思えます。以上です。はい。ありがとうございます。はい。
0:53:11	結局朝の議論と一緒に、結局それって、第4章だろ。
0:53:15	ていうことなんですよ。
0:53:18	よいしょ。そうそう。
0:53:20	合格者Ⅱ以降の取り扱いを4章で定めている。
0:53:25	適合が発生するのは、その前でしか発生しないんですよ。
0:53:32	8章でしか、7章か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:35	すいません大滝です。ここで言ってるのは21条の1項で使用前事業者検査に合格したものであることを確認して受け入れますとだからそこで、
0:53:47	外観検査なり記録確認でまずかったものっていうのは、はじめなきゃいけない。
0:53:52	それがもうそこはもうはじかれてる。
0:53:56	どこではじくっていうのが規定される、読めるんでしょうかっていう質問ですが、昭回事業者検査ですね。
0:54:09	第52条とか、
0:54:13	無視。
0:54:20	52条は使用前事業者検査で、
0:54:24	こういうことを検査します。
0:54:26	こういう体制でっていうことを書かれて、具体的にキャスクになんなく不備があったら、ハズキますっていうのは、どこで52条だと読めるんでしょうか。
0:54:44	基準に適合することを最終判断するんですので、
0:54:55	A B Cのところ、余分だと思いますけど、
0:54:59	すいませんもう一度教えてください52条の、
0:55:04	3ポツ(4)冬、
0:55:07	A B C
0:55:12	あとスペックもそういう意味で言うと8、7章の世界でも入ってるんですよ。
0:55:21	始めた時の措置、
0:55:28	ちょっと、
0:55:31	規制庁野崎ですが、今赤坂さんが説明されたのは多分、
0:55:36	陥没(4) A B Cってのはじくためのその判断基準であってそのA B Cに引っかけたときに、
0:55:43	R F Sとしてどうするのか、っていうのはその使用前事業者検査の52条では、
0:55:49	そこまで何らか触れてないんじゃないのかと理解してるんですが、
0:55:55	いかがでしょう。あくまで判断基準じゃないでしょう。
0:56:00	城間健作に合格しないと貯蔵できない。
0:56:04	んですよ。そうですねはい。
0:56:07	で駄目だった場合の措置っていうのはどうされるんですかっていう質問でどこに保安規定上、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:13	規定されてるんでしょうかということなんで、
0:56:17	それはやっぱり不適合になっちゃうんですよ。
0:56:20	城間事業精査の中でも不適合が発生すると不適合に従ってることになりますので、
0:56:29	それが、
0:56:30	保安規定のQMSなり、さっきの、
0:56:33	第7章でも、
0:56:37	施設管理の中の技師、10番目に不適合管理とかあると。
0:56:47	ちょっとお時間ください。
0:57:31	規制庁野崎です21条の不適合時の措置っていうのはですねちょっと我々の方でももう1回この後持ち帰って、
0:57:43	要否を検討したいと思います
0:57:46	ご説明受けたQMSの不適合に包含されるっていうのも、確かに一理あるん。
0:57:54	そこで包含的に読むかそれともここは肝なんでちゃんとそこまで、
0:57:59	明記すべきかってのはですねちょっとこちらでも検討します。
0:58:05	アカサカですけど、さっきから朝からずっと同じことを言ってるんですけど、第4章は、あくまでもその移行の所を書いている。
0:58:16	うん。
0:58:17	うん。
0:58:18	なんで市長検査に合格するしないっていう、その以前の話は、ここでは触れない。
0:58:25	として作っている。
0:58:30	じゃどこに書くかつうとなると、颯爽7章とか、そこら辺になるんじゃないですかっていう議論なんだと思ってて、うん。
0:58:41	そこを前提で作ってますので即効前提が変わるんですけどっていうと、
0:58:46	ガラガラポンなりでご相談させていただきますになります。以上です。
0:58:54	立て付けは理解してます。だから多分、オールオアナッシングで書くか書かないかっていうことだと思うんです。
0:59:02	その点をちょっともう1回うちも
0:59:06	中で検討しています。
0:59:09	お願いします。はい。
0:59:18	続いて23条ですが、23条で、
0:59:26	審査基準の固定、
0:59:30	固定の際に講ずべき本措置等後、貯蔵上の注意の掲示、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:37	というのが、
0:59:39	この法案定常読めないと思われませんが、どう対応されましたかっていうことについては、どのような対応をされたかっていうのを検討されたかっていうのをご説明いただけますでしょうか。
0:59:54	リサイクル燃料貯蔵の水野笹木でございます。
0:59:59	今のところですけども先ほどと同じですけども、審査基準を11号の、今度は3号でございます。使用済み燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に固定する際に講じれ清原の館が、
1:00:15	定められていること。
1:00:16	ということでございます。
1:00:18	これを具体的には実際に使用済み燃料金属キャスクに収納した状態で貯蔵架台を介して床面に固定して貯蔵する。
1:00:29	ようなことを想定してございますけれども、これは実際その住み着いたことは使用前事業者検査に合格することを計画を持って、確認できますので、
1:00:41	具体的には記載していない。うん。ええ。
1:00:44	はい。ような状況でございます。
1:00:48	うん。
1:00:54	21条で確認してるんですね。
1:01:01	だから、今のご説明だと、
1:01:07	21条の使用前事業者検査に合格したことをもって法案、
1:01:12	そっちはもうすでに来、担保済みという理解でよろしいですかね。
1:01:18	はい、そうでございます。あと2点目の
1:01:22	規則33条8号については、どう、
1:01:27	本規定上整理されてるんでしょうか。
1:01:36	違う。
1:01:37	リサイクル燃料貯蔵の水野笹木でございます。
1:01:41	そちらについては記載を追記したいと考えてございます。以上でございます。すいません。確認ですがオザキです。追記のイメージは、この
1:01:53	何でしょう。23条2。
1:01:57	何かこう、追記するっていう理解でよろしいんでしょうか。はい。
1:02:01	保安規定の23条でございますけども今は、括弧1から3まで記載してございますけれども、(4)として貯蔵所の注意事項に、
1:02:11	中事項の形状について
1:02:14	記載を追記したいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:16	あまりここで、
1:02:17	わかりました。はい、ありがとうございます。
1:02:22	ちょっとお待ちください。
1:03:10	了解。はい。すいません渡しました。じゃあ、続いて
1:03:16	最後の 24 条、
1:03:20	の
1:03:22	20 条で事業所内への運搬の話が、今の一定だとちょっと。
1:03:31	どう整理されてるのかわからなかったってということと、規則 34 条、いくつか括弧各校で 0、要求事項があるんですがその対応っていうのは、
1:03:44	保安規定上どうされてるのかっていうこの辺りについて、
1:03:47	どう状況を教えていただき、
1:03:54	リサイクル燃料貯蔵のむつの笹木でございます。
1:04:00	実際の金属キャスクの搬出でございますけれども、
1:04:04	こちらにつきましては、リサイクル燃料貯蔵での貯蔵中のデータを用いる等、した上で搬出しますので、保安規定の第 20 条に、
1:04:16	搬出に関わる記載を書いております。
1:04:20	一方で受け入れの際でございますけれども、事業所外の運搬、これが事業所外の下手をした上で事業所内運搬を行うんですけれども、
1:04:30	これは電力の所掌のため、実際は記載していない状況でございます。
1:04:37	そういった状況の中でも記載が必要であれば、21 条の受け入れ使用人の旅客の受入確認のところに、
1:04:47	具体的なその措置について記載を追加したいと考えてございます。以上でございます。
1:04:59	すいません規制庁の嶽です。今のご説明をちょっともう 1 回教えて欲しいんですが、結論的にどうどうされるということなんですか、現状維持、
1:05:12	24 条について、他方で最後の方で何か 21 条に、何か必要な内容を、
1:05:19	追記というお話もあったんだけど、どういう方針にされるっていうことなのかももう一度教えていただけますでしょうか。
1:05:35	リサイクル燃料貯蔵むつの笹木でございます。現状では事業所外運搬は電力所長ですので、記載は追記しない方向で考えてございます。
1:05:45	以上でございます。
1:05:53	ちょっとお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:14	規制庁野崎です。確認を先ほどの説明で確認ですが、RSの方針として24条はそのまま置いといて、
1:07:27	21条の受入確認のところで、その20条のような措置の内容について追記するという説明た。
1:07:37	なのででしょうかちょっと21条と24条の結論がよくわからなかったので、もう一度教えていただけますでしょうか。
1:07:47	農場の水野笹木でございます。
1:07:52	RFSとしましては、現状は
1:07:55	電力の、外運搬につきましては電力の所長と考えてございますので、
1:08:00	21条、
1:08:05	受け入れに関わる記載を追記することは、現状は考えてございません。
1:08:10	また一方、
1:08:13	規則上どうしてもその記載が必要だということでしたら、21条の受入確認の項目に記載等を県記載することを検討したいと思います。
1:08:23	以上でございます
1:08:28	規制庁野崎ですえーっとですね我々として
1:08:35	結局入ってくる時も出るときも実質、
1:08:39	実行する者が電力会社だっているのは理解しているので、
1:08:43	そこは理解してはいるんですが今の立て付けだと、
1:08:48	法の規定上、出るところの搬出確認だけしか読めなくなっているもので、どこかで搬入についても、
1:08:56	具体的には書かないまでも何か触れないと保安規定上出るところしか、
1:09:03	ケアしてないように見えてますと。
1:09:06	ということでして、搬入にあたって、
1:09:13	どう言えば、
1:09:15	な。
1:09:17	何らか、
1:09:22	どこかの場に包含するっていう書き方はできないんでしょうかということなんですが。
1:09:31	例えば何か一案として何か24条なんか搬出じゃなくて半出入確認にしちゃうとかですね。
1:09:39	ちょっと何か立て付けが合わなくなるかもしれないけどどこかでそれが読めるようにしとかないと、
1:09:45	出るときの確認しか、
1:09:48	読めないっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:50	保安規定のたてつけにならないでしょうかということなんですが、いかがでしょうか。
1:11:09	うん。
1:11:17	入ってくると。
1:11:57	R F Sの本社の高橋と申しますちょっと、申し訳ありませんちょっと内部で議論しておりますもう少しだけお待ちくださいすいません。
1:13:53	アカサカですけど、もう1回確認させてください。尾崎さんの言っている。
1:13:58	はい。はい、どうぞ。
1:14:00	阪神土岐に確認するんだから搬入の時も何か確認しないのかって言うんですけど。はい。
1:14:07	それに対して先ほどから私言ってるのは、
1:14:10	使用前事業者検査、うん。
1:14:12	が全部その歩。
1:14:14	確認行為になりますっていうことだと思ってて、
1:14:21	要は、ちょうどGMの世界じゃないとまだ、
1:14:28	ずっと、私の考えはそうなんですけど、
1:14:31	は、7章で書くところがあるのかというところだと思ってんですけど。
1:14:36	そういうことですかね。
1:14:41	んとですね。
1:14:47	誰がやるかっていうところはちょっと我々あんまり、
1:14:53	考えてなかったんですが、その半20条のその搬出と同じ。
1:14:59	プロセスのですね、繰り返しでその搬入の記録っていうのも何らか、
1:15:06	主として多分担保しなきゃいけないんじゃないかとその電力事業者がやるにしてもですね実態を、
1:15:14	そこが、この法の規定上では、
1:15:19	読み取れなかったっていうところなんです。だからそれが、
1:15:24	そこで読むんだとかっていう整理があれば教えて欲しいということですが。
1:15:32	ちょっと整理して朝答えます。はい。
1:15:41	じゃあ、ちょっと足ね。
1:15:47	ちょっとお待ちいただけますか。
1:16:17	規制庁野崎です
1:16:20	今日の今日のってか4時からのヒアリングを踏まえて明日、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:27	ご連絡いただくっていうものの確認ですがまず 28 条の外電喪失の代替計測を、
1:16:38	書かない問題等、
1:16:40	あと 12 条の操作訓練時の遵守監督体制を書かない。
1:16:49	いう話、それから、
1:16:52	最後の 20 条の
1:16:56	事業所内への搬入確認を、これ保安規定上どう整理するのかというところの 3 点が、積み残し。
1:17:07	てると認識してます。ちょっと内々の話なんで、ちょっとまた明日午後ですね。
1:17:13	こちらでもその変更許可の関係で原子力委員会の説明に行ったりとかですね、かなりレビューがまだこの保安規定であるので午後ちょっと時間が正直取れない状況なので、
1:17:25	申し訳ないですがその 3 点について明日午前中までに
1:17:30	対応上検討状況を教えていただけますでしょうか。
1:17:35	併せてこちらの方で 1 個持ち、
1:17:40	変えることになった。
1:17:46	21 条の受け入れ 800 搬入時の不適合時の対応っていうのをどうするかってのはちょっとこちらで、
1:17:55	また明日の午前中めどで考えて
1:18:01	対応ご連絡したいと思います。これヒアリングした方がいい。
1:18:08	連絡を踏まえ、
1:18:13	W e b
1:18:16	いえ、あえてヒアリングじゃなくても、連絡でいいかと思ってるんですが、
1:18:23	どうでしょうか。
1:18:34	時間が取れるんであればやってもいいかなと思いますけどね 30 分ぐらいで。
1:18:40	そちらのアクションもありますし、
1:18:43	わかりましたじゃちょっと今すぐ、いつが空いてるっていうのはちょっとわからないので、
1:18:49	今言った方がいい。
1:18:52	今、午前中トレイン取れる。
1:18:57	そんな把握もできないので 10 時半ぐらいから 30 分、一本勝負でお願いしたいぐらいですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:05	うん。
1:19:07	ええ。
1:19:08	と。
1:19:11	何か全部、
1:19:14	これも1時から元職員が、
1:19:20	11ページは、
1:19:24	11時から11時半でどうでしょうか。
1:19:30	了解です。はい。
1:19:32	その時に、お互い検討状況をちょっと持ち寄るということにしたいと思 います。
1:19:38	すみませんちょっと継続的になっちゃいますがまたすぐよろしくお願 いいたします。
1:19:43	ありがとうございます。
1:19:44	あと録音してないところで少し話すことができます。じゃ、
1:19:50	はい。じゃ、録音、終了します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。